

# 平成24年6月亀山市議会定例会に提出する 議案概要説明書

## 1 条例関係（5件）

### （1）亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について

国民宿舎関ロッジについて、近年の経営状況等を踏まえ、直営での運営を見直し、民間の能力を活用することによる経営の改善及び施設の存続を検討した結果、その管理について、指定管理者制度を導入することとし、指定管理者を公募するため、本条例を制定するものです。

制定内容は、次のとおりです。

（ア）国民宿舎関ロッジは、市民及び旅行者の保養及び健康の増進に寄与し、併せて観光事業の発展に資するため、設置することとします。

（イ）宿舎の名称は、亀山市国民宿舎関ロッジとし、位置は、亀山市関町新所1574番地1とします。

（ウ）宿舎で行う事業について定めます。

（エ）宿舎の管理は、指定管理者に行わせることとし、その業務について定めます。

（オ）宿舎の利用時間を定め、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変

更できることとします。

(カ) 指定管理者は、特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て、臨時に宿舎を休館できることとします。

(キ) 宿舎の利用許可、利用許可の制限、目的外利用の禁止、利用者等に対する指示、利用許可の取消し等及び利用期間について規定します。

(ク) 利用料金の額は、条例で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるとし、利用料金は、指定管理者の収入として収受させることとします。

(ケ) 利用料金の減免及び還付について規定します。

(コ) 宿舎の管理上必要な、特別の設備等の許可、原状回復及び損害賠償の義務並びに入館の制限について規定します。

なお、施行日は、平成25年7月1日とし、宿舎の管理を指定管理者に行わせるために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることとします。また、附則において、亀山市国民宿舎事業の設置等に関する条例を廃止することを規定します。

## (2) 亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定について

現在、国民宿舎関ロッジの一部門として直営管理している道の駅関宿地域振興施設について、国民宿舎関ロッジと切り離した運営形態とすることから、公の施設として指定管理者による管理を行っていくため、本条例を制定するものです。

制定内容は、次のとおりです。

(ア) 道の駅関宿地域振興施設は、市民及び観光客並びに道路利用者に、休憩及び憩いの場を提供するとともに、地域情報の発信等による人と人との交流を促進し、地域の振興及び活性化を図るため、設置することとします。

(イ) 振興施設の名称は、亀山市道の駅関宿地域振興施設とし、位置は、亀山市関町新所674番地8とします。

(ウ) 振興施設で行う事業について定めます。

(エ) 振興施設の管理は、指定管理者に行わせることとし、その業務について定めます。

(オ) 振興施設の開館時間は、午前9時から午後6時までとし、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て、開館時間を変更できることとします。

(カ) 指定管理者は、特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て、臨時に振興施設を休館できることと

します。

(キ) 振興施設の管理上必要な、利用者等への指示、損害賠償の義務及び入館の制限について規定します。

なお、施行日は、平成25年5月1日とし、振興施設の管理を指定管理者に行わせるために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることとします。

### (3) 亀山市税条例の一部改正について

「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」（平成24年3月31日公布）により、地方税法の一部改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 年金受給者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合は、市民税の申告書を提出する必要がありましたが、申告手続の簡素化を図るため、その提出を不要とします。

(イ) 地方税制度において地域の自主性や自立性を高めるという国の方針のもと、法律で定める範囲内で、地方自治体が特例措置の内容を定めることができる地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）が創設されたことに伴い、下水道除害施設及び特定都市河川

浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の軽減率をそれぞれ定めます。

なお、施行日は、（ア）については、平成26年1月1日とし、（イ）については、公布の日とします。

#### **（4） 亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について**

「中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令」の一部改正（平成24年3月30日公布）に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税について、その適用期限を「平成24年3月31日」から「平成26年3月31日」に延長します。

なお、施行日は、公布の日とします。

#### **（5） 亀山市国民健康保険条例の一部改正について**

国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号）が、平成24年4月6日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、関連する本条例について所要の改正を行うものです。

改正内容は、本条例で引用している国民健康保険法第

72条の4が第72条の5に繰り下げられることに伴い、  
条項の整理を行うものです。

なお、施行日は、平成27年4月1日とします。

## 2 補正予算関係（2件）

- (1) 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- (2) 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について

以上、各会計の補正予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものです。  
各会計の補正予算の概要は、別紙資料のとおりです。

### 3 その他（5件）

#### （1） 工事請負契約の締結について

市道和賀白川線整備事業に伴う和賀白川線道路改良（補強土壁）工事について、平成24年5月11日付けで仮契約したので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の方法	一般競争入札
契約の金額	286,440,000円
契約の相手方	亀山市東御幸町231番地 堀田建設株式会社 代表取締役 堀田誠

#### （2） 訴えの提起について

菅内町地内の樺野下水路敷地について、所有権移転登記手続請求の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

被告となるべき者の住所、氏名

三重県亀山市菅内町1538番地  
豊田 光一

### (3) 三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する 協議について

三重県後期高齢者医療広域連合規約について、住民基本台帳法の一部改正に伴う所要の変更を行うにあたり、広域連合加入市町と規約変更に関して協議を要するため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

### (4) 市道路線の認定について

開発行為により設置された新規路線である北町8号線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、当該道路の位置図は、別紙のとおりです。

### (5) 市道路線の変更について

道路改良工事の施工に伴い、野村布気線の起点の変更について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、当該道路の位置図は、別紙のとおりです。

#### 4 報告関係（9件）

##### （1）平成23年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成23年度亀山市一般会計繰越明許費の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

##### （2）平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

##### （3）平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

平成23年度両特別会計の繰越明許費について繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

##### （4）平成23年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について

平成23年度水道事業会計予算の繰越額について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

## (5) 専決処分した事件の承認について

「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」（平成24年3月31日公布）等により地方税法の一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、関連する亀山市税条例の改正を、平成24年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 平成24年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置については、住宅用地、商業地等及び農地ともに現行制度を3年延長しますが、住宅用地に係る据置特例は廃止することとしました。

(イ) 特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が、平成20年12月1日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園を直接その用に供している場合は、当該固定資産に係る固定資産税を非課税とする特例制度が地方税法において新設されたことに伴い、その手続に係る規定を設けることとしました。

(ウ) 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲

渡期限の延長の特例制度が地方税法において設けられたことに伴い、本条例においても読替規定等の整備を行いました。

(エ) 東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の特例制度について、東日本大震災により滅失した住宅に係るローンと再取得等をした住宅に係るローンがある場合には、住宅ローン控除を重複して適用できる等の特例制度が地方税法において設けられたことに伴い、本条例においても読替規定等の整備を行いました。

(オ) その他法令の条項ずれ等に伴う必要な整備を行いました。

## (6) 専決処分した事件の承認について

「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」（平成24年3月31日公布）等により地方税法の一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、関連する亀山市都市計画税条例の改正を、平成24年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 平成24年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置が整備されたことと同様に、都市計画税についても当該調整措置の整備を行いました。

(イ) 地方税法において、都市計画税の課税標準の特例措置等の整備が講じられたことに伴い、本条例において関連する条項の整備を行いました。

#### (7) 専決処分した事件の承認について

「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」（平成24年3月31日公布）等により地方税法の一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、関連する亀山市国民健康保険税条例の改正を、平成24年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

改正内容は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例制度が地方税法において設けられたことに伴い、本条例附則第8項に規定する長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の読替規定を

設けることとしたものです。

#### (8) 専決処分の報告について

市内長明寺町地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成24年5月18日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

#### (9) 専決処分の報告について

市内本丸町地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成24年5月18日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

## 5 提出予定議案

契約関係（1件）

（1）工事請負契約の締結について

## 平成24年6月亀山市議会定例会議会運営委員会資料

### ◆歳入歳出予算

(単位:千円)

会 計		補 正 前	補 正 額	補 正 後
一 般 会 計	(第1号)	21,178,800	13,720	21,192,520
国民宿舎事業会計	(第1号)	187,800	0	187,800

### ◆主な補正内容

#### ○ 一般会計(第1号)

(千円)

##### 歳入

諸収入	地域の芸術環境づくり助成金	600
前年度繰越金		13, 120

##### 歳出

総務費	指定管理者選定支援業務委託料	249
民生費	総合保健福祉センター監視カメラ設備修繕等	5, 000
教育費	加藤家蔵外腰壁等修繕	521
	地域の芸術環境づくり助成金	600
	博物館収蔵系統空調機修繕	7, 350

#### ○ 債務負担行為

単位:千円

会 計	事 項	期 間	限 度 額	
			補 正 前	補 正 後
一般会計	関宿散策拠点施設等警備保障委託料	H25-H29	0	2,510
国民宿舎事業会計	国民宿舎関ロツジ指定管理料	H25-H29	0	22,800

# 全体位置図

野村布気線

北町8号線

